

令和7年度用			
点検・作成	電算入力	照合1	照合2
係・郵・納 包・福・医・他			

給与所得者の場合

給与等の収入金額から【表1】の計算表で給与所得に係る所得金額を計算してください。
複数の収入がある場合、収入金額を合算して給与所得金額を計算してください。

【表1】給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	給与所得の金額 (※小数点以下切捨て)
1円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	端数整理額×60%＋100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	端数整理額×70%－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円 ～ 8,500,000円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,001円 ～	収入金額－1,950,000円

(※端数整理額) 収入金額÷4,000円＝A
(Aは小数点以下切捨)
4,000円×A＝端数整理額

※所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から該当する所得金額調整控除が控除されます。
(1) および (2) に該当する場合はそれぞれの所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与所得金額および公的年金等に係る雑所得金額があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から控除することができます。

所得金額調整控除

=

給与所得
(10万円限度)

+

公的年金等
雑所得
(10万円限度)

－

10万円

(例) 給与等の収入金額が1,850,000円の場合

計算式は収入金額より
・端数整理額×70%－80,000円＝給与所得金額
端数整理額
1,850,000円÷4,000＝462.5
小数点以下切捨て→462
4,000×462＝1,848,000円
1,848,000円×70%－80,000円＝1,213,600円
所得金額調整控除が無い場合、給与所得金額は1,213,600円になります。

(例) 所得金額調整控除がある場合

給与所得の金額 (所得金額調整控除前) : 1,213,600円	雑所得金額 (公的年金等) : 1,470,000円
-------------------------------------	-------------------------------

給与所得金額および公的年金等に係る雑所得があるため(1)に該当。限度額の10万円を超えているため、所得金額調整控除は以下のとおりになります。
所得金額調整控除＝10万円
(給与所得(10万円)＋公的年金等雑所得(10万円)－10万円)
給与所得金額(所得金額調整控除前)から所得金額調整控除を控除。
給与所得金額(所得金額調整控除後)＝1,113,600円
(1,213,600円－10万円)

年金受給者の場合

源泉徴収票の支払金額から【表2】の計算表で公的年金等に係る所得金額を計算してください。

【表2】公的年金等に係る雑所得金額の計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額	雑所得の金額 (公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円以下※①)
昭和35年1月1日以前に生まれた方65歳以上	～3,300,000円	収入金額－1,100,000円
	3,300,001円 ～ 4,100,000円	収入金額×75%－275,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	収入金額×85%－685,000円
昭和35年1月2日以後に生まれた方65歳未満	～1,300,000円	収入金額－600,000円
	1,300,001円 ～ 4,100,000円	収入金額×75%－275,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	収入金額×85%－685,000円

(例) 65歳以上の方の場合

公的年金等の収入金額 : 2,570,000円
計算式は収入金額より
・収入金額－1,100,000円＝公的年金等に係る雑所得金額
2,570,000円－1,100,000円＝1,470,000円
公的年金等に係る雑所得金額は1,470,000円になります。

※①公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が以下の場合は計算式は以下の通りになります。
・1,000万円超2,000万円以下
〔左記計算表で計算した雑所得に10万円を加算〕
・2,000万円超
〔左記計算表で計算した雑所得に20万円を加算〕

生命保険料控除(証明書の添付が必要です。)

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合、【表3】生命保険料控除計算表の金額が控除されます。

(例) 以下の保険料を支払っていた場合

- ・新一般の生命保険料支払額 72,000円
- ・旧一般の生命保険料支払額 50,000円
- ・旧個人年金保険料支払額 120,000円
- ・介護医療保険料支払額 120,000円

- ③新一般の生命保険料の控除額(支払額 72,000円) 56,001円以上のため、28,000円(③)
- ⑤旧一般の生命保険料の控除額(支払額 50,000円) 50,000円×0.25＋17,500円＝30,000円(⑤)
- ⑥新個人年金保険料(支払額 0円(⑥))
- ④旧個人年金保険料の控除額(支払額 120,000円) 70,001円以上のため、35,000円(④)
- ⑦介護医療保険料の控除額(支払額 120,000円) 56,001円以上のため、28,000円(⑦)

合計控除額(③＋⑤)＋(⑥＋④)＋⑦
(旧契約のみの場合は限度額35,000円、新契約と旧契約を合算した場合は28,000円)
③30,000円＋④35,000円＋⑦28,000円＝93,000円
(⑦は合算すると限度額28,000円になるため、合算しない)
93,000円>70,000円(合計適用限度額)のため合計控除額⑧は70,000円となります。

地震保険料控除(証明書の添付が必要です。)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った地震保険料および旧長期損害保険料から【表4】地震保険料等控除計算表の金額が控除されます。

(例) 以下の保険料を支払っていた場合

- ・地震保険料支払額 40,000円
- ・旧長期損害保険料支払額 20,000円

- ①地震保険料の控除額(支払額 40,000円) 40,000×0.5＝20,000円(①)
 - ②旧長期損害保険料の控除額(支払額 20,000円) 15,001円以上のため、10,000円(②)
- 両方ある場合は合算します。①＋②(限度額25,000円)
①20,000円＋②10,000円＝30,000円で限度額超のため、地震保険料控除額③は25,000円となります。

【表3】生命保険料控除計算表

新契約	新契約：平成24年1月1日以降に契約締結されたもの	
	区分：新一般の生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料	
	保険料(支払額)	控除額計算式
	12,000円以下	(支払額)＝(控除額)
	12,001円～32,000円	(支払額)×0.5＋6,000円
旧契約	旧契約：平成23年12月31日以前に契約締結されたもの	
	区分：旧一般の生命保険料・旧個人年金保険料	
	保険料(支払額)	控除額計算式
	15,000円以下	(支払額)＝(控除額)
	15,001円～40,000円	(支払額)×0.5＋7,500円
	40,001円～70,000円	(支払額)×0.25＋17,500円
	70,001円以上	(控除額)＝35,000円

- 各区分(生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)ごとに控除額を算出して合算します。(限度額70,000円)
- 同一の保険料の区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、旧契約・新契約の別に控除額を算出して合計します。旧契約のみの場合は限度額が35,000円、それ以外の場合は限度額が28,000円となります。
- 控除額の計算において1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。

【表4】地震保険料等控除計算表

	保険料(支払額)	控除額計算式
地震保険料	50,000円以下	(支払額)×0.5
	50,001円以上	(控除額)＝25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	(支払額)＝(控除額)
	5,001円～15,000円	(支払額)×0.5＋2,500円
	15,001円以上	(控除額)＝10,000円

- 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は各控除額を算出して合算します。(限度額25,000円)
(注)一枚の証明書に、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除がある場合はどちらか一方のみを選択のうえ、控除額を算出します。
- 控除額の計算において1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。

○給与所得者で源泉徴収票や支払証明書のない方(日雇いの方など)の記入欄

雇用主 (事業所名)			
所在地			
月	月 収	月	月 収
1	円	7	円
2	円	8	円
3	円	9	円
4	円	10	円
5	円	11	円
6	円	12	円
給与収入金額		円	

○収入金額・必要経費の計算表

収支計算表		必要経費		専従者	
自： 年 月 日	売上原価	円	氏名		
至： 年 月 日	修繕費	円	住所		
・収入金額	消耗品費	円	氏名		
	火災保険料	円	住所		
売上金額	円	減価償却費	円	住所	
家事消費	円	雇人費	円	氏名	
その他の収入	円	地代家賃	円	住所	
	円	交通費	円	住所	
	円	通信費	円	住所	
	円		円	住所	
	円		円	住所	
(A)収入金額	円	(B)必要経費合計	円		

○事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	円
	損失額・被災損失額(白)	円
前年中の開業	開始・廃止	月 日
□ 他都道府県の事務所等		